

令和2年

第3回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

## 令和2年第3回志賀町議会定例会会議録

令和2年9月1日、第3回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝										
副	町	長	庄	田	義	則								
教	育	長	間	嶋	正	剛								
参		与	新	田	辰	巳								
総	務	課	長	濱	村	大								
富	来	支	所	地	籍	調	査	室	参	事	町	居	義	人
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄					
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一					
税	務	課	長	岡	部	亮								
住	民	課	長	西	清	孝								

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課参事	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第15号及び議案第51号ないし第63号並びに認定第1号ないし第9号(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第63号(質疑、委員会付託、討論、採決)

( 開 会 ・ 開 議 )

**寺井強議長** ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和2年第3回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**寺井強議長** 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、7番 堂下健一君、8番 南政夫君を指名しま

す。

---

## 日程第2 会期の決定

**寺井強議長** 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月18日までの18日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

**寺井強議長** 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4 町長提出 報告第15号及び議案第51号ないし第63号並びに認定第1号ないし第9号(提案理由説明)

**寺井強議長** 次に、本日町長から提出のありました、報告第15号及び議案第51号ないし第63号並びに認定第1号ないし第9号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

**小泉勝町長** 議長。

**寺井強議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 令和2年第3回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今年の梅雨は、雨の日が続き、その影響から、日照時間は平年の半分以下と短く、気温も低い状況で推移しておりましたが、平年より9日遅い、先月2日の梅雨明け以降は、連日、真夏の猛暑に見舞われ、全国的に記録的な暑さが続いております。

まさに、天候不順な年となり、この長雨や日照不足は、農作物の生育に影響を及ぼし、全国的に野菜の出荷量が大幅に減少するなどしたことから、価格が高

騰している状況にあります。

町の特産品能登すいかについても、出荷量は平年の半分程度となり、大きな影響が出ております。

また、収穫期を迎えた水稻については、収量はやや少なく、品質は平年並みの見込みであるとお聞きをしており、一安心しているところでもあります。

9月に入りましたが、まだまだ厳しい暑さが続きます。

町民の皆様には、新型コロナウイルスの感染予防に努めていただいていることと思いますが、稲刈りなど、外で作業をされる際には、マスクを外し、こまめに水分補給をするなど、熱中症対策にも十分留意していただき、この暑さを乗り切っていただきたいと思います。

それでは、町政の近況について、ご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に関する町の支援施策についてであります。

国の国民1人当たり一律10万円と、町単独の町民1人あたり一律2万円を給付する「特別定額給付金」については、5月18日から申請受付を開始し、先月17日をもって、事業を完了したところであります。

実績につきましては、国の給付金は、1万9,796人に給付し、給付率は99.8パーセント、給付額は、19億7,960万円でありました。

また、町の給付金は、1万9,587人に給付し、給付率は98.8パーセント、給付額は、3億9,174万円となっております。

町では、コロナ禍における町民の皆様に、一日も早く給付金をお届けすることができるよう、スピード感を持って対応してきたところであり、町民の皆様の生活支援につながったものと思っております。

なお、本年4月28日以降に生まれた新生児は、国の特別定額給付金の対象とはなりませんでしたが、町では、子育て世帯を応援するため、4月28日から令和3年4月1日までに生まれた新生児についても、1人あたり10万円の給付金を支給することとし、今定例会の補正予算に関連経費を計上させていただきましたので、ご審議をお願いするものであります。

続いて、プレミアム食事券についてであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、休業を余儀なくされるなど、

大きな打撃を受けている町内の飲食店や宿泊施設を応援すると共に、収入減少など、生活面において影響を受けている町民を支援するため実施した「プレミアム食事券発行事業」については、7月1日現在の住民基本台帳人口1万9,770人を対象に発行し、7月27日から8月7日まで、販売を行ったところであります。

実績につきましては、販売数は1万4,953人分、販売率は75.6パーセントとなっており、既に、多くの町民の皆様にお店等でご利用いただいているところであります。

町民の皆様からは、「1冊5千円で、倍の1万円分の食事券として利用することができ、とてもお得感があり、有難かった」、また、事業者からも、「町民の利用が増えた」といった声をお聞きしており、効果があったものと、喜んでいるところであります。

この食事券は、12月31日までの使用期限となっておりますので、ご購入いただいた方には、有効にご利用いただきたいと思っております。

また、町では、今後、国のGoToイートキャンペーンも開始されることや、今回のプレミアム食事券に関し、町民の方から、飲食店だけでなく、もっと業種を広げてほしいといった意見もいただいていることから、これらを踏まえ、さらに、町内に幅広く波及するような新たな事業について検討していきたいと考えております。

続いて、事業者に対する町の各種支援制度についてであります。

4月21日から5月6日までの県の休業要請に応じて、休業又は営業時間の短縮に全面的に協力した事業者に対しては、県において、中小企業には50万円、個人事業主には20万円の感染拡大防止協力金を支給する制度が創設されましたが、期間や短縮時間等の要件を満たさない場合は、支給対象とはなりませんでした。

そこで、町では、県の制度の対象とならなかったものの、同等の内容で協力した事業者に対し、中小企業には20万円、個人事業主には10万円の協力金を支給することとしました。

6月2日から7月10日までを申請期間として受付したところ、中小企業4件、個人事業主6件の、合わせて10件の申請があり、厳正に審査のうえ、協力

金 140 万円を支給してきたところであります。

また、テイクアウトなどの新たな販路開拓などに取り組み、今後も継続して事業を行っていく事業主に対し、商工会と協力して、最大 10 万円の補助金を交付する「中小・小規模事業者等持続化補助金」については、5 月 25 日から昨日、8 月末までを申請期間として受付したところ、173 件の申請があったところであり、あります。

本件に係る予算については、当初見込みを上回る申請があったことから、今定例会において、不足する額を補正予算に計上させていただいております。

さらに、今年 1 月から 12 月までの 1 カ月当たりの売上高が、前年同月比で 30 パーセント以上 50 パーセント未満減少した事業者に対し、中小企業には 20 万円、個人事業主には 10 万円を支給する「中小企業等緊急支援給付金」については、7 月 1 日から来年 2 月末を申請期間として受付を行っているところであります。

8 月末現在で、中小企業 3 件、個人事業主 1 件、合わせて 4 件の申請があり、適正に審査のうえ、給付金を支給しているところであります。

本給付金については、国の持続化給付金制度の対象とならなかった事業者を少しでも支援するために、町単独で実施したものであり、申請期限に余裕がありますが、状況を見極め、該当する場合には、申請していただくようお願いを申し上げます。

次に、防災体制の強化についてであります。

近年、地震や台風、豪雨など、大規模な災害が全国各地で頻発している中、災害時における防災情報は、迅速かつ確実に伝達することが求められます。

本町では、現在、防災行政無線や I P 告知端末、ケーブルテレビ、タウンメールなどを活用し、防災情報を伝達していますが、これらの機器やツールは連携していないため、職員が個別に入力作業等の対応をしなければならず、一刻を争う状況下においては、時間がかかる状況となっております。

また、それぞれの伝達手段を維持管理していくためには、多額の費用が必要であります。

このようなことに対応するため、町では、様々な検討を進め、この度、新たな情報発信システムを導入することとしました。

新たなシステムでは、1 人の職員がパソコンやスマートフォンに入力する

だけで、防災行政無線をはじめ、ケーブルテレビ、電話やファックス、タウンメールなど、すべての機器やツールへ一斉送信することができ、かつ、導入費はもとより、維持管理費が低額となります。

町としては、このシステムの導入により、災害時における迅速で確実な情報発信に繋げていきたいと考えております。

なお、本システム導入に係る関連経費については、今定例会の補正予算に計上させていただいております。

そのほか、防災対策としては、避難所における資機材の整備に関して、間仕切りや防護服などを購入しておりますが、今定例会には、コロナ対応のための体温測定用サーモグラフィー等の購入費用を補正予算に計上し、さらなる充実を図っていきたいと考えております。

また、7月に職員の避難所運営訓練を実施したところでありますが、こうした訓練を積み重ねることにより、コロナ禍における避難所対応の充実を図り、防災体制の強化に繋げていきたいと考えております。

次に、日本遺産の認定についてであります。

新聞報道等でご存じのとおり、6月19日に、江戸時代に北前船の西回り航路の寄港地として栄えた福浦港などを有する本町の、「北前船寄港地・船主集落」が日本遺産に追加認定されました。

構成文化財には、旧福浦灯台や福浦祭りなど、7件が盛り込まれており、今後は、これらの日本遺産としての認知度を高める取り組みを推進していくと共に、認定されている全国47の自治体と連携しながら、広く情報発信し、さらなる交流人口の拡大に繋げていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

2号機の新規制基準適合性に係る審査会合の状況につきましては、去る7月10日に開催された会合において、北陸電力の示した評価対象として確定している9本の断層の活動性評価データについて、細部にわたり確認が行われ、一部データの拡充を求める意見があったものの、大筋での理解は得られたとの報告を受けております。

今後も継続して審査が行われることとなりますが、町としては、北陸電力に対し、引き続き、適正な資料に基づき、丁寧な説明に努め、適切に対応していく

よう求めており、今後も、審査の状況を注視していきたいと考えております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告が1件、令和2年度の各会計の補正予算をはじめ、条例の改廃及び財産の取得に係る議案が13件、令和元年度の各会計決算に係る認定が9件の、合わせて23件であります。

まず、報告第15号 専決処分の報告については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

本年7月29日、高浜町地内において、町が志賀クリニック・デイケアセンター利用者の送迎を委託している公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会の派遣労働者が運転する送迎車が、和解の相手方の高齢者用手押車に接触し、その反動により転倒させた事故について、8月25日に和解が成立し、その損害を賠償したので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

議案第51号から議案第59号については、令和2年度の各会計の補正予算であります。

議案第51号 令和2年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、歳入では、町税や前年度決算に伴う繰越金をはじめ、普通交付税や国の2次補正に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を主として、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策によるリモート会議の環境を構築する行政情報化整備事業及び特別定額給付金の対象とならない新生児に一人当たり10万円を支給する新生児応援特別給付金事業の追加をはじめ、町内の小中学校や保育所の手洗いを自動水栓に改修する費用などを盛り込んだ感染症対策費や、河川氾濫防止のための緊急浚渫推進事業費の増額などを主として、所要額を補正するものであります。

議案第52号 令和2年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を増額する一方で、基金繰入金を減額し、歳出では、新型コロナウイルスの影響により中止となった事業に係る経費を減額するものであります。

議案第53号 令和2年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

議案第 54 号 令和 2 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を増額する一方で、職員の異動に伴う人件費の減額分に対する国・県補助金及び一般会計繰入金を減額し、歳出では、支払基金交付金の返還金を増額する一方で、定期人事異動に伴う職員給与費を減額するものであります。

議案第 55 号 令和 2 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、基金繰入金及び一般会計繰入金を増額し、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策として、体温測定用サーモグラフィーや消耗品等の購入費用を増額するものであります。

議案第 56 号 令和 2 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、一般会計繰入金を増額し、歳出では、定期人事異動に伴う職員給与費の増額をはじめ、災害時に様々な方法で、町民に対し、一斉に情報を伝達する情報発信多重化システムの導入に係る委託料や、この新たなシステムと連携を図るため、自主放送送出システムの更新工事費を追加するものであります。

議案第 57 号 令和 2 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、定期人事異動に伴う職員給与費を増額するものであります。

議案第 58 号 令和 2 年度志賀町、さっきのは上水道、志賀町水道事業ですね、次は下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入では、国庫補助金を追加し、収益的支出では、下水道事業業務継続計画に係る共同研究委託費を増額する一方で、定期人事異動に伴う職員給与費を減額するものであります。

資本的収入では、国庫補助金及び企業債を増額し、資本的支出では、西海処理区のマンホールポンプ更新事業費及び定期人事異動に伴う職員給与費を増額するものであります。

議案第 59 号 令和 2 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 2 号）については、県の新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関協力金の創設により、患者の受入体制の確保及び帰国者・接触者外来を設置する医療機関に対し協力金が交付されることに伴い、県補助金を増額するものであります。

議案第 60 号から議案第 62 号については、条例の一部改正及び廃止についてであります。

議案第 60 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止され、再交付手数料の規定が不要となるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 61 号 志賀町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、県の助成要綱の一部改正に伴い、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けた者を新たに助成対象に加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号 志賀町増穂浦緑地管理中央センター条例を廃止する条例については、第 3 次山村振興農林漁業対策事業により整備した増穂浦緑地管理中央センターについて、耐用年数の経過により、財産処分の制限期間が満了したことから、今後は、能登リゾートエリア増穂浦の管理棟として、一体的に管理していくにあたり、当該条例を廃止するものであります。

議案第 63 号 財産の取得については、移動式バスケットゴールを購入するにあたり、有限会社北市 代表取締役 北喜幸から 940 万 5 千円で取得するものであります。

認定第 1 号から認定第 9 号までについては、令和元年度の一般会計など 9 会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。

なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、本定例会提出案件についての説明とさせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

**寺井強議長** 説明を終わります。

---

日程第 5 町長提出 議案第 63 号（質疑・委員会付託・討論・採決）

**寺井強議長** ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第63号 財産の取得について「移動式バスケットゴール」を議題とします。

---

( 質 疑 )

**寺井強議長** これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 省 略 )

**寺井強議長** お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**寺井強議長** これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**寺井強議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**寺井強議長** これより、採決します。採決は、起立によって行います。

町長提出議案第63号 財産の取得について「移動式バスケットゴール」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**寺井強議長** 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

( 休 会 )

**寺井強議長** 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明2日から7日までの6日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**寺井強議長** ご異議なしと認めます。

よって、明2日から7日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、9月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時28分 散会)

---

議 長 報 告

1 議長報告第24号

例月出納検査の結果について

(令和2年7月27日実施)

(令和2年8月24日実施)

2 議長報告第25号

入札結果について

(令和2年7月30日 5件)

(令和2年8月20日 7件)

(令和2年8月26日 4件)

3 議長報告第26号

健全化判断比率報告書

4 議長報告第27号  
資金不足比率報告書